

広島県告示第八百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社仲福	呉市川尻町西一丁目二番一〇号	訪問介護事業所 仲ふく	呉市川尻町西一丁目二五番二八号	平成二十二年八月三十一日
医療法人宗和会 香川病院	呉市本通二丁目八番一六号	医療法人宗和会 訪問介護事業所 悠悠	呉市警固屋四丁目一四番四八号	平成二十二年一月二〇日
医療法人社団明清会	三原市宮浦六丁目二番一号	山田脳神経外科	三原市宮浦六丁目二番一号	平成二十二年七月三十一日
医療法人社団明清会	三原市宮浦六丁目二番一号	宮浦クリニック	三原市宮浦六丁目二番三八号	平成二十二年七月三十一日
田川 惟夫	尾道市因島土生町一八九九番地一六七	田川歯科医院	尾道市因島土生町一八九九番地一六七	平成二十二年八月一日